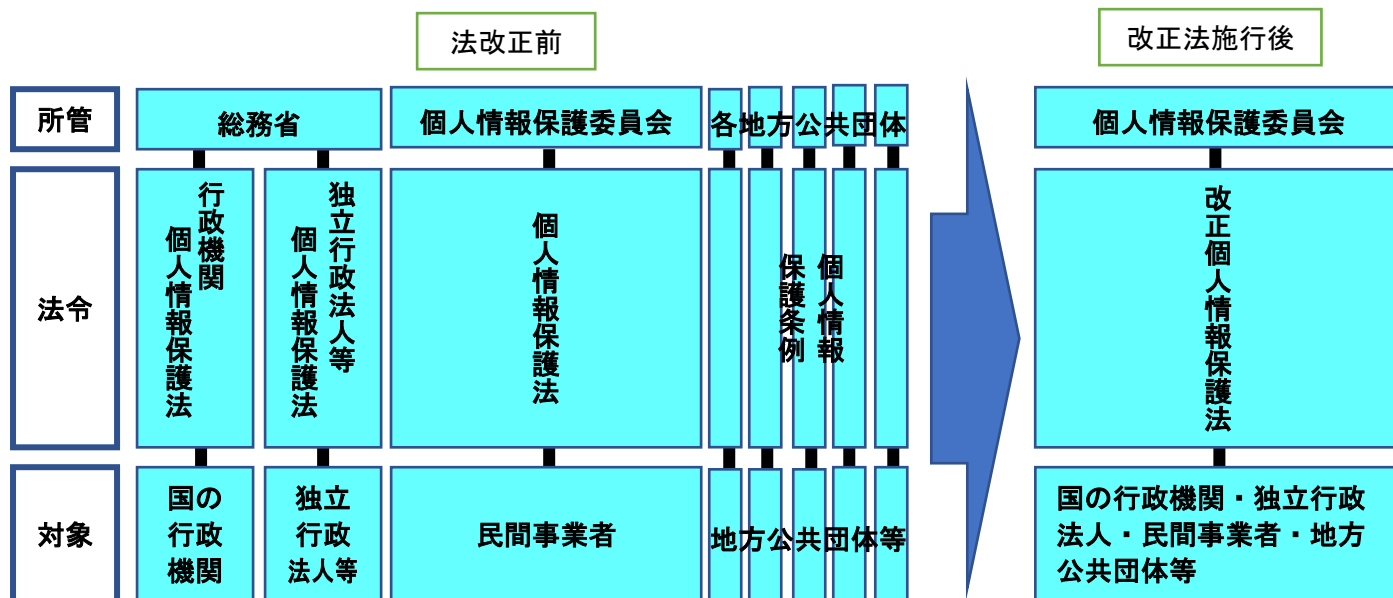


## 個人情報保護法（令和 3 年改正）の概要及び条例、審議会への影響等について

## 1 個人情報保護法（令和 3 年改正）の概要



今回の法改正は、国・民間・地方公共団体それぞれの個人情報保護制度の不均衡・不整合を是正するために、法体系を一元化し、個人情報保護とデジタル化に伴うデータ流通の両立、データ保護に関する国際基準に対応することを目的としています。

法改正により、これまでの個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の 3 つの法律が統合され、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律（改正個人情報保護法。以下「改正法」といいます。）において全国的な共通ルールを規定し、制度全体の所管は国の個人情報保護委員会に一元化されることになりました。

このため、改正法の地方公共団体に係る部分についての施行日である令和 5 年 4 月 1 日までに、全国の地方公共団体は既存の個人情報保護条例の改廃を要することになります。

## 2 条例への影響

令和 5 年 4 月 1 日以降、地方公共団体にも改正法が直接適用されることとなります。

しかし、改正法には、条例で定めることが想定される事項についての委任規定が設けられており、また条例で定めることを許容する事項が示されています。

○条例で定めることが想定される事項

- ・ 本人開示請求（自己情報開示請求）における手数料（法第 89 条第 2 項）
- ・ 行政機関等匿名加工情報（※1）の利用に関する契約を締結する際の手数料（法第 119 条第 3 項・第 4 項）

○条例で定めることが法律で許容されている事項

- ・ 条例要配慮個人情報（法第 60 条第 5 項）

- ・ 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表（法第 75 条第 5 項）
- ・ 本人開示等請求における不開示情報の範囲（法第 78 条第 2 項）
- ・ 開示請求等の手続（法第 107 条第 2 項、法第 108 条）
- ・ 審議会への諮問の関する規定（法第 129 条）

（※1）匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、その個人情報を復元できないようにした情報のことであり、「行政機関等匿名加工情報」とは、行政機関等が保有する匿名加工情報（個人情報ファイル（※2）を構成する保有個人情報の一部または全部を匿名加工情報として加工したもの）。なお、当分の間、行政機関等匿名加工情報の制度は、地方公共団体のうち、都道府県及び指定都市でのみ適用することとし、他の地方公共団体での実施は任意とされています。

（※2）「個人情報ファイル」とは、「個人情報をデータベース化したもの」のことで、電子計算処理されたものと、紙媒体で管理されているものがあります。そして、この個人情報ファイルの名称、利用目的、記録項目など個人情報ファイルの概略を記載した帳簿のことを『個人情報ファイル簿』といい、『個人情報ファイル簿』は、改正法によりその作成・公表が義務付けられています。

この他、具体的な法的効力を伴わない理念的事項など、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項については、法に明文規定は無いものの、条例で定めるとされています。

一方、国から示されたガイドラインによると、以下の点については条例に定めることを許容していないため、地方公共団体の裁量は限定的な状況です。

- ・ 個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めること。
- ・ 個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないもの（例：オンライン結合に特別の制限を設ける規定、個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定）について、条例で独自の規定を定めること。
- ・ 法と重複する内容の規定を条例で定めること。

### 3 審議会への影響

改正個人情報保護法では「地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができる（法第 129 条）。」と定めています。

これについて、国から示されたガイドラインでは、「『特に必要な場合』とは、個人情報保護制度の運用やその在り方についてサイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいう。この点、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない。」としています。

このことにより、現在の杉並区個人情報保護条例で規定している以下の項目は、審議会諮問事項から外れることが想定されます。

- ア 収集を禁止する個人情報の範囲（条例第7条第4号）
- イ 本人以外のものから収集ができる個人情報の範囲（条例第9条第2項第4号）
- ウ 個人情報に係る業務を外部に委託するときの、委託の内容・条件（条例第12条第1項）
- エ 指定管理者に公の施設の管理を行わせるときの、管理の内容・条件（条例第12条第1項）
- オ 個人情報に係る業務について、労働者派遣の役務の提供を受けるときの、労働者派遣の内容・条件（条例第12条の2第1項）
- カ 本人の同意を得ないで目的外利用ができる個人情報の範囲（条例第14条第2項第4号）
- キ 本人の同意を得ないで外部提供ができる個人情報の範囲（条例第15条第2項第3号）
- ク 法令に定めがないときの、電子計算組織へ記録する個人情報の項目（条例第16条第1項）
- ケ 法令に定めがないときの、電子計算組織の外部結合（条例第17条第1項第2号）

#### 4 諮問事項について

今回の個人情報保護条例の改廃等は、「個人情報保護制度の重要事項」にあたるため、審議会条例第2条第1項第1号に基づき、本審議会に諮問させていただくことといたしました。また、本件につきましては、専門的な観点から数回に分けてご審議いただく必要があると判断し、新たに専門の部会を立ち上げ、その結果を踏まえて審議会にて審議・答申をいただきたいと考えております。

以下、諮問事項について簡単に補足させていただきます。

##### (1) 区の基本理念について

法の目的や規範に反することがなく、また、事業者や市民（区民）の権利義務に実体的な影響を与えることがない限りにおいて、条例で独自の理念規定を設けることは可能とされています。

##### (2) 開示請求等の手数料、手続

手数料については地方公共団体ごとに、適当な額を設定することや無料とすることが可能とされています。また、手数料とは別に、コピー代や記録媒体の費用等の実費について徴収することも可能とされています。

また、開示請求等に関する事務手続きについて、改正法の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることは可能とされています。

##### (3) 条例要配慮個人情報

要配慮個人情報とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪

により被害を被った事実等、差別や偏見その他の不利益を生じさせるおそれのある個人情報のことです(改正法第2条第3項に規定あり)。

「条例要配慮個人情報」とは、国の行政機関では保有することが想定されないもので、『地域の特性その他の事情に応じて』本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして、条例で定めることは可能とされています。

(4) 情報公開条例との整合性

開示請求における「不開示情報」の範囲について、情報公開条例では開示されるとされている情報が、改正法では不開示情報として規定されている場合、条例で不開示情報から除くことが可能とされています。一方、情報公開条例では開示しないとされている情報が、個人情報保護法で不開示情報として規定されていない場合で、なおかつ「情報公開法」上の不開示情報に準ずる情報の場合は、条例で不開示情報に追加することは可能とされています。

(5) 個人情報事務取扱事務登録簿の作成・公表

「個人情報取扱事務登録簿」とは、杉並区が現在使用している「個人情報事務登録簿」のことで、個人情報を取り扱う事務ごとに、取り扱う個人情報や目的等を記録するもののことです。地方公共団体がそれを作成することは任意とされており、作成について条例で定めることは可能とされています。

なお、「個人情報取扱事務登録簿」を作成する場合であっても、2の注釈(※2)に記載した『個人情報ファイル簿』の作成・公表は義務付けられません。

(6) 審議会への諮問に関する規定

上記3のとおり、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる、ということについて条例で定めることは可能とされています。

以 上